

福岡県省エネルギー推進会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「福岡県省エネルギー推進会議」と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、県内中小企業等による省エネルギーの取組を促進する事業の実施を通じて、地球温暖化防止及び企業振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 中小企業等からの省エネルギーの各種相談への対応に関する事
- (2) 省エネルギーに関する情報収集・発信に関する事
- (3) 中小企業等の省エネルギーの取組に必要な人材の育成に関する事
- (4) 中小企業等における温室効果ガス排出量取引制度の活用促進に関する事
- (5) その他、本会の目的達成に資する事業

第3章 役員

(種類、定数)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名程度

2 会長、副会長は、会員の中から総会において選任する。

(職務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 会長、副会長の任期は2年後の総会前までとする。ただし、再任は妨げない。

第4章 会員

(会員)

第7条 本会は、積極的に省エネルギー技術等を導入して、本県の温暖化対策に貢献する意志のある団体及び優れた省エネルギー技術等を有して、本県の温暖化対策に貢献する意志のある企業等を会員とする。

2 会員の入会は、総会の議決をもって承認される。

3 会員は、本会の事業活動に参画し、中小企業等の省エネルギーの推進に貢献する。

(協力会員)

第8条 本会は、自らが有する省エネルギー技術等を活用するなどして中小企業等の省エネルギーの推進に協力する団体及び企業等を協力会員とすることができる。

2 協力会員の入会は、総会の議決をもって承認される。

(退会・除名)

第9条 会員及び協力会員（以下、「会員等」という。）は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

2 会員等の立場を利用して本会の信用を著しく害する行為があったときは、会長は、総会の決定により会員等を除名することができる。

(オブザーバー)

第10条 本会は、総会の議決に基づきオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて総会及びワーキンググループに参加し、本会の目的達成のため助言と支援を行う。

第5章 組織

(総会)

第11条 総会は、会員で構成する。

2 総会は会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、原則として年1回開催し、本規約で定めるもののほか、本会の事業計画、事業活動など運営に関する重要な事項を審議、決定する。

4 本会の一般的な運営に関する事項については、会長が決定する。

(ワーキンググループ)

第12条 本会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、会員及びオブザーバーの中から会長が指名する者をもって構成する。

3 ワーキンググループにグループ長を置き、会長の指名する者がこれにあたる。

4 グループ長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

(事務局)

第13条 本会の業務を処理するため、福岡県環境部環境保全課に事務局を置く。

第6章 会計

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会金及び会費)

第15条 入会金及び会費は徴収しない。

第7章 会則の改正、解散、補則

(会則の改正)

第16条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

(解散)

第17条 本会は、総会の決議により解散することができる。

(補則)

第18条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、平成22年7月9日から施行する。

2 本規約は、平成23年6月23日から施行する。

3 本規約は、平成25年5月13日から施行する。

4 本規約は、平成28年4月25日から施行する。